

学校いじめ防止基本方針（R8.4.7 全教員で確認・赤は昨年度より修正）

(1) いじめの基本認識

【基本認識】

「いじめは卑怯な行為である」
「いじめは絶対に許されない」
「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・SNS等において、誹謗中傷や嫌なことをされる など。

いじめへの対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) いじめへの対応

① いじめ防止のための組織

ア 名称

「いじめ対策委員会」

イ 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

ウ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・未然防止
- ・早期発見
- ・事案への対処
- ・再発防止
- ・年間計画の企画と実施
- ・教職員の研修

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

② 未然防止

- ア 「いじめは絶対許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
 - ・いじめの態様や特質等について教職員の共通理解を図る。
 - ・全校集会や学級活動等で、教職員がいじめの問題について触れたり、考えさせたりする機会をもち、いじめを見逃さない。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
 - ・すべての生徒が参加し、活躍する授業づくり、分かる授業づくりに努め、生徒が安心して過ごせる学級をつくる。
 - ・学級活動、生徒会活動、部活動等で生徒一人一人が活躍できる機会を設け、生徒の努力を認めて称揚し、自己肯定感や成就感を育む。
 - ・Q-Uを実施し、学級集団及び生徒一人一人の状況を把握・分析し、実態に応じた支援を行い、望ましい学級集団をつくる。
 - ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、好ましい人間関係をつくる。
 - ・全教育活動において、道徳教育・人権教育・いのちの教育の充実を図る。
- ウ 自己有用感や自己肯定感を育む。
 - ・学級活動や学校行事等で、自分の役割を果たし、人の役に立つ**体験をできるようにする。また、生徒同士互いの活躍を認め合ったり、教職員の言葉かけを積極的にしたりし**、自己有用感や自己肯定感を育む。
 - ・PTA活動や地区民運動会等に参加し、家族や地域の人々に認められる経験を通して自己有用感や自己肯定感を育む。
- エ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、実践する。
 - ・生徒会を中心にいじめの防止を訴える取組を推進する。
 - ・生徒会の規律委員会を中心に、よりよい校風づくりを推進する。
- オ 情報教育を推進し、生徒がネットの正しい利用の仕方やマナー、情報モラルについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように指導する。
- カ 「いじめ対応ハンドブック」を活用し、教員のいじめの認知能力や対応力の向上を図る。

③ 早期発見

- ア 生徒の様子を観察するとともに、毎朝のタブレットによる健康観察やいじめアンケート、教育相談を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 生徒と教師との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーを活用したり、いじめ電話相談等の相談機関を紹介したりして、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ **教員同士、生徒の気になる事実を情報共有する。**

④ 事案への対処

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真筆に受け止め傾聴する。
- ・**教職員は、初期対応より丁寧な記録を取る。**
- ・当該生徒や知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

イ いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

ウ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることへの理解、自らの行為の責任の自覚を支援する。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した支援を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として**捉えられるよう指導する**。たとえ、自分がいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを**理解できるよう指導する**。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。

カ 関係機関との連携

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、必要に応じて法務局や警察等、外部関係機関に相談し、連携した対応をとる。

⑤ 再発防止

- ア いじめが解消した（行為が3ヶ月継続して止んでおり、かつ被害生徒・保護者の面談で心身の苦痛を感じていないと認められる場合）後も、継続的観察と定期的なカウンセリングを行う。
- イ アンケート等を活用し、学級集団の中で意識調査を継続して行う。
- ウ 生徒会を中心にいじめの再発防止に向けたあつたかプロジェクト等の取組を行う。
- エ 校内研修を推進し、いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上に努める。
- オ 保護者や地域との連携を深め、継続的な見守りを行う。

(3) 家庭や地域との連携

- ① P T A総会や保護者懇談会等において、「学校いじめ防止基本方針」について説明する。
- ② 学校行事や学習参観等を通じて、保護者や地域の方に学校の教育活動を公開する。
- ③ 学校だよりや学年だより、学校ホームページ等を通して、学校の情報を発信する。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合等
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合（状況により判断）

② 重大事態への対処

- ア 設置者への報告
 - ・重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。
- イ 調査組織の設置（第三者の参加）
 - ・市教育委員会の指導の下、適切な方法により調査を行う。
 - ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
 - ・いじめを生んだ背景事情や生徒同士の人間関係にどのような問題があったか。
 - ・学校・教職員がどのように対応したか。
- ウ 事実関係明確化のための調査の実施
 - ・いじめられた生徒から聞き取りする場合は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。また、いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、

落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・自殺が起きた場合の調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。

エ 情報の適切な提供（いじめを受けた生徒及びその保護者）

- ・当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。
- ・調査結果の報告については、教育委員会を通じ市長に報告する。

(5) 年間計画 【特に重点としたいこと】

月	いじめ対策委員会	未然防止	早期発見	家庭や地域との連携
4		<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き【互いの個性を認め合う】 ・相談室にSCや相談員が駐在することの生徒、保護者への周知 ・SCによる「SOSの出し方」教室 ・構成的グループエンカウンター等の実施(随時、～3月) ・情報モラル指導 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の生徒、保護者への周知 ・身体測定 ・教育相談(1年) 	
5		<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会【集団で協力し、助け合う】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(2、3年) ・Q-U調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの結果分析と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区選手権大会 ・学級力向上プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員との懇談会 ・保護者へのいじめアンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒への学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への学校評価アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果の検証 ・Q-U結果分析 		<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒のSOSの受け止め方」についての研修 	
9			<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」(2年) ・異世代交流会(1年)
10		<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会【個性を発揮するとともに認め合う】 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・Q-U調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの結果分析と対応策の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へのいじめアンケート ・PTA親学び講座
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による学校評価 ・Q-U結果分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・学級力向上プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒への学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への学校評価アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果の検証 		<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・教育相談 	
2			<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(いじめに関する相談も含む) 	
3		<ul style="list-style-type: none"> ・予餞会 		

